

平成二十五年十一月十五日受領
答 弁 第 五 〇 号

内閣衆質一八五第五〇号

平成二十五年十一月十五日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 伊 吹 文 明 殿

衆議院議員鈴木貴子君提出我が国の国会議員の海外視察の是非に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木貴子君提出我が国の国会議員の海外視察の是非に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「国会議員による海外視察」には様々なものがあることから、お尋ねについて一概にお答えすることは困難であるが、政府としては、国会議員が公共性を有する用務で外国を訪問し、訪問国の関係者と交流を深め、現地の政治、経済、文化等の事情や日本との関係等につき知見と理解を深めることは有意義であると考えている。

二について

お尋ねについては、個々の状況によって様々であり、一概にお答えすることは困難である。

三及び四について

御指摘の記事については承知しているが、お尋ねについては、国会議員としての判断に基づいて行われた活動に関するものであり、政府としてお答えする立場にない。